

役員を選任に関する規程

平成25年3月21日

規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県獣医師会（以下「本会」という。）定款第22条第1項の規定に基づく理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 役員を選任に関する事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

- 2 委員会の委員は、本会会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(選挙管理委員会の事務)

第3条 委員会の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 立候補の公告
- (2) 理事立候補届出書及び監事立候補届出書の受理
- (3) 理事候補者推薦書の受理
- (4) 役員立候補者及び理事候補推薦者の公告
- (5) 総会での選任事務
- (6) その他必要な事項

(立候補)

第4条 役員に立候補するときは、選任する日の60日前までに、理事にあつては、理事立候補届出書（第1号様式）を、監事にあつては、監事立候補届出書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のあるときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とし、提出が郵便による場合は、提出期限の日の消印の日をもって有効とする。

- 2 本会の正会員でない者は、理事に立候補することはできない。

(理事候補者の推薦)

第5条 理事会は、被推薦者の承諾を得て、理事候補者を推薦することができる。この場合、被推薦者は、正会員に限る。

- 2 理事会は、立候補を締切った日の翌日から選任する日の40日前までに、理事候補者推薦届出書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

(役員を選任)

第6条 総会における役員を選任は、次により行う。

- (1) 役員候補者の議決は挙手によって行う。
- (2) 定数枠の最下位投票数が同数の場合は、くじ引きによって決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月27日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

理事立候補届出書

ふりがな	
候補者	
所属支部	
会員の種別	甲会員・乙会員
住所	
生年月日	年 月 日（満 歳）
所 信	

上記のとおり、立候補の届出をします。

年 月 日

選挙管理委員会

委員長

殿

氏 名

印

備考 1 会員の種別は、いずれかに○をつけること。

2 満年齢は選任日現在で算定すること。

第2号様式（第4条関係）

監事立候補届出書

ふりがな				
候補者				
所属支部				
会員の種別	甲 会 員 ・ 乙 会 員			
住 所				
生 年 月 日	年 月 日（満 歳）			
略 歴	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
所 信				

上記のとおり、立候補の届出をします。

年 月 日

選挙管理委員会

委員長

殿

氏 名

㊞

- 備考 1 会員の種別は、会員にあつてはいずれかに○をつけること。
2 満年齢は選任日現在で算定すること。

第3号様式（第5条関係）

理事候補者推薦届出書

ふりがな	
候補者	
所属支部	
会員の種別	甲会員・乙会員
住所	
生年月日	年 月 日（満 歳）
推薦の理由	

上記のとおり、理事候補者として推薦します。

年 月 日

選挙管理委員会

委員長

殿

公益社団法人神奈川県獣医師会

会長

㊟

私は、神奈川県獣医師会役員候補者として推薦されることを承諾します。

年 月 日

氏名

㊟

- 備考
- 1 会員の種別は、いずれかに○をつけること。
 - 2 満年齢は選任日現在で算定すること。